

消費生活条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、消費生活条例（昭和49年兵庫県条例第52号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(取引行為における重要事項)

第1条の2 条例第12条第2項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 商品の効能
- (2) 商品の商標又は製造者名
- (3) 商品の販売数量
- (4) 商品の必要数量
- (5) 役務の効果

(消費者の権利の侵害の申出)

第2条 条例第17条第3項の規定による申出（以下「申出」という。）は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出することにより行わなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人その他の団体にあつては、その代表者の氏名
- (2) 申出の趣旨及び理由
- (3) 申出の年月日
- (4) 前3号に掲げるもののほか、調査に当たって参考となる事項

2 知事は、申出に係る処理の経過及び結果を当該申出をした者に通知するものとする。

(消費者訴訟の援助の対象者)

第3条 条例第21条の規定による訴訟の援助を受けることができる者は、県内に住所を有する者に限るものとする。

(訴訟費用の範囲)

第4条 条例第21条の規定により訴訟に要する費用（以下「訴訟費用」という。）として県が貸付けを行う費用の範囲は、次に掲げるものとする。

- (1) 民事訴訟費用等に関する法律（昭和46年法律第40号）第2章の規定により裁判所に納める費用（同法第3条第1項に規定する手数料を除く。）
- (2) 着手金、謝金その他の弁護士に係る費用
- (3) 前2号に掲げるもののほか、当該訴訟に要する費用で知事が適当であると認めたもの

(貸付金の利息)

第5条 訴訟費用に係る貸付金は、無利息とする。

(貸付けの申請)

第6条 訴訟費用の貸付けを受けようとする者は、消費者訴訟費用貸付申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

(貸付けの決定及び通知)

第7条 知事は、前条の消費者訴訟費用貸付申請書を受理したときは、当該申請に係る書類の審査及び必要な調査を行い、かつ、附属機関設置条例（昭和36年兵庫県条例第20号）第1条の規定により設置された県民生活審議会の意見を聴いて、貸付けの決定をするものとする。

2 知事は、前項の規定により貸付けの決定をしたときは、当該申請をした者に対し、書面により、その旨を通知するものとする。

(貸付金の請求)

第8条 前条第2項の規定により貸付けの決定の通知を受けた者は、貸付金の交付を受けようとするときは、消費者訴訟費用請求書（様式第2号）を知事に提出しなければならない。

(借用書)

第9条 第7条第2項の規定により貸付けの決定の通知を受けた者は、貸付金の交付を受けたときは、消費者訴訟費用借用書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

(貸付金の増額)

第10条 貸付金の交付を受けた者（以下「借受者」という。）は、既に交付を受けた貸付金の額に不足を生じたときは、更に訴訟費用の貸付けの申請をすることができる。

2 第6条から前条までの規定は、前項の規定による貸付金の増額の申請について準用する。

(貸付金の返還)

第11条 借受者は、判決の確定等により当該訴訟が終了したときは、その日から起算して6箇月以内に、当該貸付けを受けた額の総額を返還しなければならない。

(貸付金の返還の猶予)

第12条 知事は、前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由があると認めるときは、相当の期間を定めて、貸付金の返還を猶予することができる。

2 借受者は、前項の規定により貸付金の返還の猶予を受けようとするときは、消費者訴訟費用返還猶予申請書（様式第4号）に、その理由を証する書類を添えて、これを知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(返還の免除)

第13条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる額の貸付金の返還を免除することができる。

- (1) 借受者が死亡した場合において当該訴訟を承継する者がいないとき。貸付金の全額
- (2) 借受者が勝訴した場合において弁済を受けた額が貸付金の額に満たなかったとき。貸付金の額から弁済を受けた額を控除した額
- (3) 借受者が敗訴したとき。貸付金の全額
- (4) 前3号に掲げるもののほか、知事が特に必要があると認めたとき。知事が相当と認める額

2 借受者は、前項の規定により貸付金の返還の免除を受けようとするとき（同項第1号に掲げる事由に該当するときを除く。）は、消費者訴訟費用返還免除申請書（様式第5号）に、その理由を証する書類を添えて、これを知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（延滞利息の徴収）

第14条 知事は、借受者が返還期限までに貸付金を返還しないときは、返還期限の翌日から当該貸付金を返還した日までの日数に応じ、当該貸付金につき、年10.75パーセントの割合で計算した額の延滞利息を徴収するものとする。ただし、知事がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

（貸付決定の取消し等）

第15条 知事は、借受者が貸付金をその目的以外の目的に使用したときは、その者に対する貸付けの決定の全部又は一部を取り消すことがある。

2 知事は、前項の規定により貸付金の貸付けの決定を取り消したときは、期間を定めて、既に交付した貸付金の全部又は一部を返還させるものとする。

3 前条の規定は、前項の規定による貸付金の返還をする場合について準用する。

（届出）

第16条 借受者が次の各号のいずれかに該当したときは、当該借受者（第4号に掲げる場合にあつては、当該訴訟を承継した者）は、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。

- （1） 判決の確定等により当該訴訟が終了したとき。
- （2） 住所又は氏名を変更したとき。
- （3） 当該訴訟について、請求の内容に変更があつたとき。
- （4） 死亡したとき。

（資料の提供等の申請）

第17条 条例第21条の規定により当該訴訟を維持するために必要な資料の提供その他の援助を受けようとする者は、消費者訴訟資料提供等申請書（様式第6号）に必要な書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。

（身分証明書の様式）

第18条 条例第27条第2項の証明書の様式は、様式第7号のとおりとする。

（意見陳述の機会の付与）

第19条 条例第28条の規定により事業者に意見を述べる機会を与える場合には、あらかじめ、当該事業者に対し、書面により、その旨を通知しなければならない。

2 条例第28条の規定による意見の陳述は、知事が口頭であることを認めたときを除き、意見を記載した書面を提出してするものとする。

表 面

消費者訴訟費用貸付申請書

年 月 日

兵庫県知事 様

申請者 住 所.....

氏 名.....

電 話（ ）.....

電子メール.....

被 害 額	円	訴訟の目的の価額	円
訴訟に要する費用の額	円	貸 付 申 請 額	円
訴 訟 代 理 人	ふりがな 氏 名		事務所等所在地 電話（ ）..... 電子メール.....
	相 手 方	住所(所在地)	
氏名(名 称)			
代表者氏名			
住所(所在地)			
氏名(名 称)			
代表者氏名			
裁 判 所 名			

裏 面
被 害 概 要 書

被害を受けた日時、 場所及び原因その他 被害の経過		
被害 の 内 容	被害の内容及び 程度	
	被害額及びその 内訳	
その他被害の状況に 関する参考事項		
備 考		

訴 訟 費 用 支 払 予 定 額 調 書

費 用 区 分	内 訳	支 払 予 定 額	支 払 予 定 年 月 日	貸 付 申 請 額
裁判所に納める費用		円	年 月 日	円
着手金、謝金 その他の弁護士に係る費用		円	年 月 日	円
その他訴訟に 要する費用		円	年 月 日	円
計		円		円

消費者訴訟費用請求書

年 月 日

兵庫県知事 様

請求者 住 所.....
氏 名.....
電 話 () -.....
電子メール.....

貸付決定	年 月 日	年 月 日
	番 号	第 号
請 求 額	円	
内	訳	金 額
		円
計		

様式第3号（第9条関係）

消費者訴訟費用借用書

年 月 日

兵庫県知事 様

借受者 住 所.....

氏 名 ㊟

消費者訴訟費用として、下記のとおり確かに借用しました。

消費者訴訟が終了したときは、消費生活条例及び消費生活条例施行規則の定めるところにより遅滞なく返還します。

貸 付 金 の 額		円
貸付決定	年 月 日	年 月 日
	番 号	第 号

(A4)

消費者訴訟費用返還猶予申請書

年 月 日

兵庫県知事 様

申請者 住 所.....
氏 名.....
電 話（ ）.....
電子メール.....

貸付決定	年 月 日	年 月 日
	番 号	第 号
貸付金の総額		円
訴訟が終了した年月日		年 月 日
返還予定年月日		年 月 日
返 還 方 法		
返還の猶予を受けようとする理由		

消費者訴訟費用返還免除申請書

年 月 日

兵庫県知事 様

申請者 住 所.....
氏 名.....
電 話（ ）.....
電子メール.....

貸付決定	年 月 日	年 月 日
	番 号	第 号
貸付金の総額		円
訴訟が終了した年月日		年 月 日
返 還 免 除 を 受けようとする理由		
返 還 免 除 を 受けようとする額		

消費者訴訟資料提供等申請書

年 月 日

兵庫県知事 様

申請者 住 所
氏 名
電 話 (.....)
電子メール

貸付決定	年 月 日	年 月 日
	番 号	第 号
資料の提出等を 必要とする理由		
資料の種類又は 援助の内容		

注 「貸付決定」欄は、貸付金の貸付けを受けている場合のみ記入すること。

様式第7号 (第18条関係)

表面

10センチメートル

身分証明書

6センチメートル

3センチメートル

4センチメートル

写

真

所属

職名

氏名

年 月 日 発行

兵庫県知事

印

裏 面

消 費 生 活 条 例 （ 抜 粋 ）

（立入調査等）

第27条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、その業務に関して報告を求め、又は当該職員に、その事務所、営業所その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類、設備その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（公表）

第29条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該事業者の氏名及びその内容を公表することができる。

（5） 第27条第1項の規定による立入調査を正当な理由なく拒んだとき。